

勝浦町建設工事請負業者選定要綱

令和4年5月31日  
勝浦町告示第57号

勝浦町建設工事請負業者選定要綱（平成10年1月26日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、勝浦町財務規則第6章、契約に関する事務手続きについて請負業者を公正かつ適正に選定するために定める。

（業者の資格）

第2条 業者の資格は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により、等級別に格付けされた者とする。

（格付け）

第3条 業者の格付けは、当該年度に徳島県建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱によって定めた総合数値と徳島県標準発注金額を参考とし、勝浦町における実績等を加味し、区分する。

（等級別格付けの有効期間）

第4条 等級別格付けの有効期間は、当該決定があった日から起算して翌年の等級別格付けの決定の日の前日までとする。

（等級別標準発注金額）

第5条 建設工事の等級別標準発注金額は次のとおりとする。

（1） 土木工事の等級別標準発注金額

等級	標準発注金額
A	300万円以上～20,000万円未満
B	3,000万円未満
C	1,000万円未満
D	500万円未満

（2） 建築工事の等級別標準発注金額

等級	標準発注金額
----	--------

A	20,000万円未満
B	6,500万円未満

(3) 土木及び建築工事以外の等級別標準発注金額

等級	標準発注金額
区分なし	20,000万円未満

(適格業者の選定)

第6条 適格業者の選定は、当該建設工事の標準発注金額に対応する等級の資格を有する業者から選定するものとする。ただし、必要がある場合には、直近下位の資格を有する業者から選定することができる。

2 適格業者の選定の標準は5業者以上とする。

(適格業者選定の特例)

第7条 災害工事等で緊急を要するとき、その他特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず、適格業者を選定することができる。

(審査委員会の設置及び任務)

第8条 建設工事における業者の選定を公正かつ適正にするため、建設工事指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次の各号の工事について、業者の工事施工能力、経営規模工事成績、信用度、地理的条件その他の諸条件を審査し、適格業者を選定する。

- (1) 議会の議決に付すべき契約
- (2) その他特に必要と認めたもの

(組織)

第9条 審査委員会は、次の各号に定める委員及び特に必要があると認めるときは、予算執行担当課長等臨時委員をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 政策監
- (3) 総務防災課長
- (4) 農業振興課長
- (5) 上下水道課長
- (6) 建設課長

(委員長)

第10条 委員長は副町長を充てる。

2 委員長は会議を総括する。

- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、臨時に必要と認めるときは、予算執行の課長を臨時委員に指名することができる。

(会議)

第 11 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の議事は、公表しない。
- 3 会議は、委員の過半数以上の出席で成立する。

(審査委員会の庶務)

第 12 条 審査委員会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(職務上の秘密保持)

第 14 条 審査委員会の委員長、委員、臨時委員は、業者選定について職務上知り得た事柄を他に漏らしてはならない。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年 5 月 31 日以前に入札公告及び指名通知を行った建設工事等については、なお従前の例による。